

令和6年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託仕様書

この仕様書は、令和6年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託の内容を示すものであり、受注者は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 事業名

令和6年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託

2 事業趣旨

子ども・青少年を対象とした伝統文化の普及啓発及び後継者育成を目的として、「伝統芸能」だけでなく、年中行事やお祭り、民話、伝承遊びといった生活に密着した地域の「伝統文化」が持つ豊かな魅力の再発見に繋がる機会を、多彩なプログラムを通して提供する。

また、神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）という青少年施設による取組として、本事業が入口となることで、青少年が伝統文化に触れることに始まり、地域での保存会活動に参加することまでに至る様々な機会を通じて得られる達成感や、多世代交流、社会参加の機会を広げ、後押しする機運の醸成を目指している。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和6年11月20日(水)

4 委託事業の内容

(1) 開催日：令和6年10月26日(土)

※メインプログラムの実施日であって、事前に開催するワークショップが実施可能な日程は、次の「(5) イ～エ」に記載のとおり。

(2) 主催：かながわ伝統芸能祭実行委員会

(事務局：神奈川県文化課紅葉ヶ丘駐在事務所内)

(3) 入場料：無料(事前申込制)

※ただし、ワークショップで材料費等の実費を参加料として徴収することは可能とする。その参加料の収入はワークショップの出展者・講師に帰属する。

(4) 会場：青少年センター紅葉坂ホール、ホールホワイエ、スタジオHIKARI、交流スペース、練習室、研修室(横浜市西区紅葉ヶ丘9-1)

(5) 会場の使用可能日時：

ア 紅葉坂ホール、ホールホワイエ、スタジオHIKARI、交流スペース、練習室
令和6年10月24日(木) 9:00から26日(土) 22:00まで

イ 練習室

令和6年10月5日(土) 9:00から17:00まで

令和6年10月13日(日) 9:00から17:00まで

令和6年10月14日(月・祝) 13:00から17:00まで

ウ 研修室1

令和6年9月16日(月・祝) 9:00から17:00まで

令和6年9月23日(月・祝) 9:00から17:00まで

令和6年10月5日(土) 9:00から17:00まで

エ 研修室2

令和6年10月13日(日) 9:00から17:00まで

令和6年9月23日(月・祝) 9:00から17:00まで

(6) 企画内容及び特記事項

青少年センターを活用し、「2 事業趣旨」を踏まえた小学生以上の子どもとその親及び伝統芸能初心者向けの公演及びワークショップを実施する。

なお、本事業は、文化庁及び一般財団法人地域創造による助成内定を受けて実施する。そのため発注者が助成申請に際して既に企画概要や出演団体等については、以下のア～ウの3つを想定しているので、その概要を踏まえた具体的な提案とすること。

また、本事業の実施に当たっては、次のエを理解した上で行うこと。

ア 神奈川県内の民謡を紹介する企画について

(ア) 企画概要

- ・紅葉坂ホールを会場とする。
- ・上演時間は45分前後以内とする。
- ・鑑賞のみの内容ではなくワークショップも含む。

(イ) 本県ゆかりの民謡2つ以上を含むプログラムを検討し、企画のタイトル又はキャッチコピー、具体的な出演者・演目・舞台プランを提案すること。

イ フィナーレの参加型企画について

(ア) 企画概要

- ・紅葉坂ホールを会場とする。
- ・上演時間は45分前後以内とする。
- ・「ア」で紹介した神奈川県ゆかりの民謡との関連を持たせること
- ・観客参加型プログラム

(イ) プログラムを検討し、企画のタイトル又はキャッチコピー、具体的な出演者・演目・舞台プラン、特に来場者をホールのフィナーレに集結させるための工夫点について提案すること。

ウ 体験プログラムについて

(ア) 企画概要

- ・伝統文化に親しんでいただくための体験プログラムを実施する。
- ・受注者はこれらの関連企画の開催日時や会場空間内の適切な配置を企画すること。
- ・会場として、ホールホワイエ及びスタジオHIKARI、交流スペース、練習室、研修室を使用すること。
- ・参加料を徴収できるが、必要な材料費等で実費負担分の金額とすること。
- ・事前に複数回実施し、令和6年10月26日(土)に成果発表を行う伝統芸能ワークショップを3種類実施すること。

(イ) 参加団体・出展者については、発注者が以下のジャンルを想定しているので、8つ以上の体験プログラムを日時・会場を含めて提案すること。なお、そのうち2つ以上を神奈川県固有の内容が含まれるプログラムとすること。

- ・伝統芸能、大衆芸能、民俗芸能
- ・年中行事、祭礼
- ・生活文化、伝承遊び

エ 本事業は、文化庁「伝統文化親子教室事業(地域展開型)」及び一般財団法人地域創造「地域伝統芸能等保存事業 地方フェスティバル事業」の助成を受けて実施することから、当該事業の助成要綱等に記載された要件に従う必要がある。実施に当たっては、それらの規定を確認し遵守すること。

以上の企画内容及び特記事項を踏まえ、発注者に提出する企画提案書の内容に従って開催する。

5 受注者が担当する業務等

(1) 事業全体の企画構成、出演者調整(出演者決定以降から本番まで)、演出、楽曲構成、進

行、会場設営・運営関係、楽屋割当て、その他公演とリハーサルに関わる関係者の日程調整、本番当日の出演者等の送迎・道具等の運搬、進行管理、出演料の支払い等制作業務全般。ただし、紅葉坂ホールにおける舞台づくり（舞台、音響、照明）については、発注者側が発注者の指示に従い実施する。

(2) 公演チラシ等広報物のデザイン・印刷

ア 広報物の仕様、デザイン等の方針については、企画提案書の内容に従って作成する。

イ 広報物に必要なロゴ・表示

「神奈川県立青少年センター」ロゴ、「かながわ伝統芸能祭」ロゴ、「神奈川文化プログラム」ロゴ、「文化庁」シンボルマーク及び「令和6年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」の表示、「助成：一般財団法人地域創造」の表示（以上、詳細は別途指示する。）

(3) 運営マニュアルの作成

ア 発注者と協議しながら運営マニュアルを作成し、公演日2週間前に発注者へ提出すること。

※運営マニュアルの記載事項を例示すると次のとおり。

イベント概要、会場図、運営体制図、スタッフ配置一覧、進行表、会場設営及び撤収概要、搬入出・駐車場概要、警備・感染症対策を含む安全対策概要、各種緊急時対応、等

イ 運営マニュアルは、必要に応じて修正を加え、常に最新のものを発注者と共有すること。

(4) 記録映像の作成

(5) その他、本番当日に向けた必要な準備業務等

6 発注者が担当する業務等

(1) 広報（プレスリリース、県広報媒体の利用、チラシ発送作業、ホームページ作成、広告出稿、交通広告等）

(2) 事前申込受付業務

(3) 民俗芸能保存会等の地域団体に係る関係市町村との連絡調整

(4) 当日会場の受付

(5) 紅葉坂ホールにおける舞台・照明・音響等の運営に係る業務

7 経費負担

(1) 受注者が負担する経費は次のとおりとする。

ア 舞台関係経費（紅葉坂ホールについては舞台・照明・音響プランの作成及び設営・解体業務に係る人件費）

イ 出演団体関係経費（当日における団体の送迎等も含む。）

ウ ポスター、チラシ、当日パンフレット等の広報物のデザイン料、チラシ印刷費

エ その他委託業務を実施するに当たり必要な経費

(2) 発注者が負担する経費は次のとおりとする。

ア 会場の使用料及び付帯設備使用料

イ 委託業務の実施期間中に必要とする搬入搬出その他車両の会場駐車場利用に係る駐車料金（会場が用意できる駐車可能台数までに限る。）

ウ 会場が所有又は占有する舞台小道具等使用料

エ 広告出稿費

8 安全管理

(1) 受注者は、委託業務を行うに当たり、舞台設営・解体の安全管理に万全を期し、労働安全衛生に係る関係法令の規定に従うほか、会場である青少年センター職員（以下「職員」という。）の指示を受けて適切に取り扱うこと。

- (2) 受注者は、労働安全衛生に係る関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、舞台関係設備、備品を特別な仕様で使用する場合は、事前に職員の許可を得ること。
- (4) 本公演、リハーサル及び舞台設営・解体等作業中に、職員が安全上問題があると判断し指摘した場合は、直ちに当該作業を中止し、職員の指示に従うこと。
- (5) 本公演、リハーサル及び舞台設営・解体等作業中において、神奈川県立青少年センターが策定する「青少年センター感染防止対策のための個別ガイドライン」を遵守すること。

9 著作権の取扱い

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本事業に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

10 その他官公署に関する手続

受注者は、舞台上で火気を使用する場合、その他官公署に関する手続が必要となる場合は、事前に行うこと。

11 物品販売等申請

受注者は、物品販売、その他会場に申請が必要となる場合は、事前に行うこと。

12 実施報告書及び成果物の提出

- (1) 提出物
 - ア 実施報告書（経費内訳を添付）
 - イ 成果物として、チラシ等の広報作成物及び進行台本を 3 部ずつ提出すること。
 - ウ ハイビジョン相当以上の画質で作成、編集した公演に係る記録映像を納めた DVD 媒体 3 枚及び記録写真データを納めた DVD 媒体 3 枚（映像は、位置づけとしては舞台公演における記録という性格のもので構わない。）
- (2) 提出期限
令和 6 年 11 月 13 日（水）

13 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

14 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

15 その他

- (1) 受注者は、天候や交通状況の悪化等より、やむを得ず公演の開催が困難な場合等の不測の事態への対応は、発注者と協議の上、方針を決定しておくこと。
- (2) この仕様書に明記されていない事項、又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、決定する。